

寒河江市告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、同法第18条第1項の規定により路線の区域を決定し、及び同条第2項の規定により供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間寒河江市建設管理課において、一般の縦覧に供する。

令和8年6月17日

寒河江市長 齋藤真朗

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線番号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
10314	西浦10号線	寒河江市大字高屋字西浦61番2 寒河江市大字高屋字西浦61番26	6.0	134.8
10315	末広町6号線	寒河江市南町一丁目1番22 寒河江市南町一丁目1番18	6.0	82.5